

令和7年度福岡市発達障がい者支援地域協議会

〔令和8年2月26日〕

開会

○事務局より

- ・挨拶
- ・会議の公開、傍聴についての説明
- ・委員紹介、報告者紹介
- ・資料確認

報告1 福岡市発達障がい者支援センター現状報告

報告2 自立訓練支援状況の報告

以上2点について、発達障がい者支援センター職員より報告後、議事に移る。

会長：ご発表ありがとうございました。時間どおりに進めていただいてありがとうございます。

それでは、ここから報告1及び報告2についての意見、質問などを募りたいと思います。まず報告1から進めていきたいと思います。お手が上がっておりますようですので、どうぞよろしくお願いいたします。

A委員：そもそも論で、前回も同じことを言ったかもしれないですが、要綱の第1条の中に、「乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて」という表現があります。それに続いて、地域における支援体制に関する課題についてとあります。そして、資料3の最後のほうでは、ゆうゆうセンターでの今後の課題という図式で、ゆうゆうセンターという矢印が、青年・成人期とずっと伸びています。

分からないのは、成人期はどこまでの話なんですかということです。例えば今、自立訓練はすごく丁寧に、こんなことしてくださるんだと感激しながら話を聞いていました。その時期、そのスポットはもちろんすごくすばらしい対応だと思います。ただ、本当にライフステージという言い方をするのだったら、そもそもこども未来局が仕切っていらっし

やる世界なので、福祉局との縫い目の問題かもしれないし、言うなれば文科省と厚労省の問題かもしれないですけども、ここから先、成人期のライフステージといたら、要するに就労するどうのこうのというところから先が実はものすごく長くて、ある意味その課題がものすごく大きいと思うんですね。例えば8050問題とかというのは、私も子どもとともに年を取って行って、自分が年を取るからしみじみと思うんですけど、何一つ本当に課題解決ができてない。しかも、まさに親亡き後というか。

先ほどもご説明の中で、家族とという話がたくさんありました。これは確かに経験的にもとても大切なことなので、よく深掘りしていらっしゃると思うんですけども、家族というか親はいずれいなくなる、そこまでずっと見据えて初めてライフステージという言い方ができるのではないかと思います。だから、それを果たしてゆうゆうセンターに期待していくのかどうなのかという、そもそもの立てつけで、第1条に書いてあることや、いただくいろんなご説明に、何となく個人的な期待とちょっとずれがあるような感じがしております。

ただ、先ほどの自立訓練あたりの年齢までの対応はすごく大切で、実は、我が子がお世話になっているB型で、多分、今や強行という評価じゃないかという方がいます。前から知っているのも、まさに二次障がいだなと。そうすると、二次障がいのももとの元という、ずっと昔の話かなと。そここのところの対応はどうだったのかと思ったりするんです。だから、これも大切、だがしかし本当にライフステージといっってずっと見ていったときに、果たしてどうなんだろうかなというのが。以上です。

会長：とても大切なご意見です。これは報告1、2に対してというよりは、全体を見据えて、このシステムというか、そこについてのご意見で、大変重要なことだと思います。

どなたか、これに対してお答えいただくというか、何か。では事務局からお願いします。

事務局：ご意見ありがとうございます。私どもゆうゆうセンターに関しては、やはり専門機関として、いろいろな支援機関に対して専門的な助言をしていくのが非常に大事な役割だと考えております。今、会長がおっしゃっていただいたみたいに、ライフステージに応じて一人の方が成長なさって大人になってというような間では、いろいろな機関に関わりますけれども、適切な機関につなぐとともに、そこをバックアップしていくというのが非常に大事ななことかと思っております。

現状でいきますと、未就学児に関しては、療育センターと法人も一緒ですので、非常に密な連携が取れていると思っております。療育センターが持っている情報などを特別支援教育などにもつなぎ、就学相談にも非常に関わっておりますので、そのつなぎもある程度できていると考えております。学校の先生たちが、やはりいろいろ困られていることが多いということで、学校に出向いていったの助言であるとかそういったことに、ここ数年は力を入れているところです。

その後、学齢期が終わった後も非常に大事で、そこは、就労支援センターと一緒にやったことと、今回の自立訓練をこの施設に移ってから設けたことで補強してきたところがございます。その後、やはり就労につながるかどうか、それ以外のサービスを使われるかというのは、個々人、様々だと思うんですけども、今、発表にありましたように、それぞれの方がそれぞれのやり方で充実した生活が送れるようにバックアップをしていく、持続的に支援していくことを目指しております、それは年齢を重ねていってからも同じく関わらせていただきたいと考えております。

ご高齢になってくると、今はまだあまりないかもしれないですけども、介護施設を使われるときに介護施設のスタッフが特性の理解に困難さを感じることも十分考えられますので、そういったところも今後はバックアップしていかなければいけないし、それがゆうゆうセンターの役割だと認識しております。

以上でございます。

会長：ありがとうございます。

そのほかにも、皆様にそれぞれご質問、ご意見いただきたいんですが。

A委員：すみません、会長のご指示の前に少し。今のご説明でもそうなんです。ゆうゆうセンターはここまでよくやっていただいて。だから今のお話だと何となく、要するに、生まれてから働き出すぐらいまでの間をゆうゆうセンターが担当しますよと。だから、それについてのこの場ということであれば、ものすごくそのとおりだと思うんですね。ただ、そこから先、実はもっともっと課題が大きくて。

先日、福祉局の出前講座で、施設の仕組みについて、市の制度について理解しようと。A型が何か、B型が何か、就労移行が何か、生活介護だとか。飛んでしまうかもしれませんが、さっき言ったように利用者が歳を取っていくわけですよね。そうすると、Bで働い

ていたけれども、もう無理なんじゃないのかと。例えばトイレの介助が必要だとか、いろいろなってくるので。そういうのも言うなればライフステージだし、さらに、さっきも言いましたように親が先に死んじゃうわけですから、じゃあグループホームをどうするかとか。だから、課題は年とともにわあっと、もっともっとものすごく重たくなっていく。それはC委員の領域かもしれないけれども、その辺を。

ライフステージと書いてあるのであれば、それをゆうゆうに期待するという話ではなくて、そこをどう仕組みとして。このタイトルの会議であれば、例えば福祉局の方がここにいて、ここから先は担当が変わっても別に構わないと思うんです。というふうになっていくべきではないかなという思いです。

会長：切れ目のない支援というのは、本当に社会全体の課題で、発達障がいに限らず大きな問題であります。そういったところは、特に当事者の方からの焦りというか、そういったご意見でとても貴重だったと思います。もちろんその焦りをゆうゆうセンターの方々も十二分にご存じとは思いますが、それが目に見える会議体というか、形になっていくということを何か一つご希望というか、それは本当に重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

皆様にご質問を考える間に私のほうから。今のことに対する答えになるような取組を本当にゆうゆうセンターがなさっていると思っています。一つは各年代でのいろんな相談の内容とかも十分にまとめておられて、報告1の中では、やはり移行期です。ライフステージでいうとステージごと、どこがどうつながっていくか、特にステージの切れ目のところ。今、A委員からもあったように、そこがきちんとつながっていけるのかというのは、当事者の方もご家族も非常に不安なところで、移行支援に非常に注目しておられます。そこでやはり一番は、最初にサポートできる、一生を通じた切れ目のない支援体制の中のスタートのところで就学前に、診断・相談・支援を受けられる機関について知りたいという希望が非常に高いことも強調しておられました。また、移行期です、思春期に入るとか成人期とか。成人期の後は移行期がないわけではなくて、個別化しますけども様々な移行期があるということで、そういう移行期支援も非常に十分に意識したサービス内容になっていると感じました。

特にいろんな公共施設に対するコンサルテーションを非常に増やしておられるということでした。ライフステージの後になるほど、いろんな施設に当事者の方が分かれていく

ので、そこに対してコンサルテーションを強めていくというお話をなさっていて、それは一つの答えになっていると思いました。

報告2のほうでは、やはり安心・安全ということを当事者の方、家族に対して提供するというので、非常に丁寧な支援体制を組んでおられるということでした。今の焦りの話にもつながるのは、なかなかこういう丁寧な支援につながるまで待機期間で、そこが非常に課題になっていますが、この待機期間の支援もきちんとされているというところです。これはほかの施設でも引き受けるまでに1年待つてください、半年待つてくださいというところが非常に多い状況の中で、待っている間も支援をします。ゆうゆうセンターだけで当事者の方のニーズが全部賄えるわけではないですけれども、こういうモデルを示すことで、施設側の方にも、こういう待機前、導入前支援みたいなところは非常に大事だと思いました。

報告2では安心・安全というところで、当事者の方のコメントも引き出していて、いろんな相談機関とのやり取りで、非常な傷つきを抱えた。成人期以降は、自閉症の方も特性のあるなしも含めて、引きこもりの方の支援と重なるところがあって、そういうところは大事な取組みの工夫をなさっていると思いました。これはゆうゆうセンターに限らず、成人期以降のライフステージ、老年期も含めてですね。ある意味、二次障がいとしてトラウマインフォームド・ケアみたいな考えも入れたこの支援のモデルというのは、ぜひ今後も続けていっていただきたいし、それが地域に浸透していくといいなと思いました。

B委員、いかがでしょうか。

B委員：今、ライフステージに対する一貫した支援体制と、それから2番目に、関係機関との連携とあります。私たちの会は割に成人期で30～40、親も60～70、まあ80歳に近いような形になって、本当に年齢が高くなっているんです。そういう中で、発達支援センターはここ一つですね。ここだけでできるわけではないので、関係機関との連携で、各区に基幹相談支援センターがありますから、私たちの会員の方は、そこに相談に行くという方や、それから、ゆうゆうに相談したら機関を紹介してもらったというの也有ります。現状報告の中で、関係機関連携というのが4枚目ぐらいにありますけども、令和6年度は1,239件とあります。多分そういうところとの連携の中で支援をいただいているのではないかと思います。

今後はまた、事例で、機関とか、どういう連携をしないと具体的に話してもらいたいです。

やはり子どもから成人期までがライフステージだったら、私たちは成人期だからそういうのも聞きたいし、もう少し小さいお子さんのまた違う事例も聞きたいと思います。そして、そのライフステージということの意味が具体的に分かるんじゃないのかなと今思いました。以上です。

会長：そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

C委員：3枚目の相談支援対象者の障がい別内訳についてお聞きしたいです。ずらっと書いてあって、一番下の、その他と不明の違いがいまいち分かりません。その他の中に発達障がい傾向・疑いだとか、ボーダー・グレー等含むと書いてあって、不明が未診断含むと書いてあります。その他のほうは、相談員の見立てではなく、受診した上で、こういう傾向だと、疑いがある、ボーダーと言われた人だということですか。

D委員：医療機関にかかったことはあるけれども、はっきりとした診断名をお聞きされていないとかですね。例えば、ほかの精神疾患を持ち合わせていて、そのときに発達障がい傾向があるのではないかと、グレーゾーンではないかと言われた方を、その他に含めています。不明に関しては、医療機関には一切かかられたことがなくて未診断状態にあるとか、発達障がい以外の障がいをお持ちの方が未診断に含まれております。

C委員：人数がものすごく多いから、この人たちはどの辺りか、どれぐらいなのか気になるけど、相談員の見立てとして数字で配分するのは多分難しいんでしょう。半分の人数は分からないとなってくると、どういう人が多いのかなと考えてしまうので。

D委員：不明の中ということですか。

C委員：はい。不明の人数がものすごく多いからね。不明にしているのかなと思って。相談員の見立てで、どういう人たちだというのが少し分かればいいなと。記載まではできないかもしれないけど。

D委員：ありがとうございます。こちらの障がい種別の内訳は厚労省が定める基準にのっと

っているんですけれども、例えば未診断の方で、具体的な相談がしたいということでご来所されて、相談後自分は診断を受けたい、医療機関を受診してはっきりさせたいという方については、ほとんどの方が診断が出ていると認識しております。おおよその方が発達障がい傾向があり、診断がつくであろう、困り感が高いであろうと思われる方がご相談に来られているのではないかと感じております。

C委員：確かによく分からないという方も結構多いですね。

D委員：はい。発達障がいかもしれないであるとか境界知能であるとか、その辺りの方が非常に全国的にも増えていると言われていいますので、その辺りの方にこういった傾向があるかは、今後分析していく必要もあるのかなと個人的には感じております。

C委員：やっぱり支援が必要な人が明らかにいるから法律をつくって、障がいがあるかないかというのはちょっと仕分が必要だからということもあるでしょうし。今おっしゃったように、知的障がいも一応先進国が80と決めているだけで、アフリカ大陸の南半分は平均IQ80ないんですよ。どこで生まれたかによって、それがあるかないかと決まってくるようなところもあって。日本においても80から90の人たちは、やっぱりしょうがないとされているけど、なかなか就職で課題が多い人たちが多いというふうには。

本来はある、ないではかれないものだと思うし、発達障がいにおいても、ある先生がおっしゃるには遺伝子が500以上は見つかっていて、500全部ある人はいないんだと、一つもない人もいないんだと。そこはやっぱり傾向でしか言えないんだろうと。多分この不明とか、その他というのはかなりの人数がいるというのは。おそらくかなり網羅をして、来られた方にはきちんと対応されていると思いますし、なかなか尺度をつくりにくいとか、いろんなことも関係してくるし、仕分が難しいところもあるからですね。

そういう意味では、ゆうゆうセンターが、来た方は全部カバーしていくという姿勢でされているのは、なかなかすばらしいなと思っております。以上です。

D委員：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。これにつきましては、全体に発達支援の課題にもなっている

ところをご指摘いただいたと思います。この辺の課題を埋めるべく、新たに療育手帳判定とかもより包括的に、発達障がい特性と知的な能力とかも包括した判定法を日本独自に開発中で、導入まで進んでいくと伺っておりますので、そういった診断技術とか判定技術の進歩もきちんと取り入れながら、ご指摘いただいたところが改善されていけばいいかと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

B委員：現状報告の2枚目、新規相談時の依頼者のところですが、本人、相談支援・発達支援64名とありますけども、この64名の本人は大体、成人期、何歳ぐらいの方が多いいんでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

D委員：ほとんどの方は青年、成人期以降の方になります。かなり少数ですが、学生さんとか18歳、17歳くらいの方が、親御さんとか関係の方からの相談ではなくて、ご自身が発達障がいについて相談したいんだということでご相談に来られることもありますけれども、ほとんどは成人期以降です。年齢層は幅広く、20代から50代、60代まで、幅広い年齢の方にご相談をいただいております。

B委員：そしたら、結構お話がしっかりできる方たちですね、そういう意味では。

D委員：そうですね、やり取りのずれが多い方もいらっしゃいますけれども、自己主張や意思表明といったところは割と、言語のやり取りがおおむねできる方もいらっしゃいます。一定数は相談の入り口のところで、やはり電話では難しい、お話しされる方や、「そちらは何ができるのですか」とおっしゃられる方もいるので、ある程度相談の見通しをお伝えしたうえで、やっとうご来所いただけるといった方もいらっしゃいます。障がい特性も幅広くというところではありますね。

B委員：一番初めは電話で相談ですか。それとも直相談にいらっしゃる？

D委員：相談の多くは電話相談をいただいて、ご来所日時とか面接の段取りとかを確認してからご予約につなげるということが多いです。少数ですが、予約なしでご来所される方も

いらっしゃいますので、そういったのも、その場のニーズに合わせて対応できるようにはしております。

B委員：ありがとうございます。

会長：何かいかがでしょうか。お願いします、E委員。

E委員：私からは質問と、感想というか意見的なことを申したいと思います。

まず1つ目は、各年齢層における相談内容のところで、意外だなというか、こういう現状があるんだな、受け止めないといけないなと思ったところがあります。延べ相談内容ですけど、対応困難な状況の改善についての相談で、括弧して、強度行動障がい等とありまして、成人期以上とか学齢でも、いわゆる思春期以降のケースが多いのかと思ったら、小学校に入ったばかりのところでのケースが多いんだというのが意外で、早いうちに相談を受けるケースだと、きっと重篤度が高い人たちなんだろうと思っています。

一つお伺いしたいのが、ここに含まれているのが、いわゆる強度行動障がいという知的障がいがあるの重篤性の高い症状のものだけなのか、それとも知的障がいがない、いわゆる二次障がいですね、反社会的なものや非社会的なものも含まれているのかということ、それと、7歳から12歳のところは、ばらつきがあるのか、高学年に偏る傾向があるのかを教えてくださいたいと思います。

D委員：一つ目、E委員がおっしゃった後者のご質問に関しては、知的障がいの重たい方の強度行動障がいであるとか、リスクのある方のご相談もあれば、知的障がいの軽度の方や、中には知的障がいのない方で、反社会性というところで非行につながるような行動が出て、もう入院に近い状況にあるとか、そういったご相談も含まれております。最近はその性的なことや触法に近い状況にあったり、非行で児相に通告されるような案件も含まれているのではないかと思います。

小学生の年齢別という傾向ですけれども、厳密な数字がご用意できなくて大変申し訳ないのですが、大体中学年ぐらいからは、やっぱりトラブルに近い問題が出てくるお子さんの相談も少なくないかなと思っています。小学校3、4年生ですか、思春期の手前とか入り口あたりのお子さんから、まずは親子関係や、家庭では問題がないんだけど

も学校でのトラブルとか、集団から外れてしまっていじめの対象になっているとか、逆に加害者になっているとか、そういったことも見受けられるのではないかと考えております。

E委員：ありがとうございます。小学生になって早い段階で、3年生は社会性のところで変化が現れるときではあるんですけども、知的障がいがある、なしにしても、二次障がいや二次的な問題を少し見据えた予防的な総合的なアプローチを早期にしていくこと、本人や保護者さんたちへのアプローチはもちろんですけども、早いうちに関係機関、サービスに関わる人たちに対する環境調整や適切なサービス手法に関するアプローチも必要になってくるのではないかと思います。

それに関連して、今回ご報告にもありました学齢期のところで大事なところになりますが、発達障がいと合理的配慮の研修を学校の先生方と保護者さんにしていただいたことは結構大きな意義のあるイベントだったと思います。学校の先生たちも実はということや、保護者さんたちも実はこういうことがあってというのがありました。特に高校は義務教育ではなくて、選択して行きますので、その辺りの進路は大きな人生の選択に関わってくるところだと思うんです。今回は割と多くの高校の先生に来ていただいたんですけど、進学校とか、公立だけじゃなく私立の学校さんにも幅広く聞いていただいて、優秀な子だったらみんな大丈夫じゃない時代になってきていることを認識してほしいということもありますから、ぜひ幅広く宣伝していただいて、本当に穏やかな豊かなライフステージになるような働きかけを有効にしていいただければと思います。

私からは以上です。

D委員：ありがとうございます。

会長：貴重なご意見ありがとうございます。

成人期の強度行動障がいの困難事例を見ていても、やはり学齢期からいろんな困難、それと環境とのミスマッチというか環境調整がうまくいかなかったことの積み重なりがあると思います。そういったことが、こういった相談内容に出てきていると思いますし、ここもライフステージを通じての二次障がいの予防という意味では、大事な相談の対応になると思います。

そのほかいかがでしょうか。ありがとうございます。

C委員：少し関連して。今のお話で、強度行動障がいという言葉を使っていいのかということを検討だけしていただきたいと思っています。というのは、福祉サービスにおいては、行動障がいと強度行動障がいを区別していて、強度とついた場合は重度の知的障がいがあって自閉症だと定着している捉え方になっていて、知的障がいがない場合になると、僕らは強度行動障がいの枠から外してですね。例えば大人になって支援区分とかを出す認定調査が80項目ありますけど、暴行と他害は別の項目になっています。強度行動障がいの行動援護とかのサービスの場合は、暴行ではなくて他害を使うようになっています。やっぱり重度知的障がいの方を対象にしているという現れになっております。

さっき整理したんですけど、他害という言葉は福祉用語だと思っていて、一般の人は知らないですね。一般の人が知っている言葉でよく聞くのは被害といいますけど、我々が他害という言葉をつくったのはどういうことなのかを考えたときに、被害は一定の知能があって、意図的なイメージがありますよね。他害というのは意図的ではないイメージ、衝動的なことでやっているという違いから他害という言葉が生まれたんだろうと思っています。何となく辞書で調べると、加害という言葉が一般的ですが、加害という言葉の反対語は被害って書いてあるんですね。他害の反対語は自傷と書いてあるんですね。受けた人ではないんですね。

だから、意図的でない人たちが衝動的に心のとてつもない噴火で他害してしまっているんだという、そこに罪はないんだという捉え方をしているということも整理しなければいけないと思っています。日本における強度行動障がいというのは、重度知的障がいがあって、自閉の傾向があって、他害、自傷している、物を壊しちゃうということになっているところがあるからです。そこら辺どう整理するのかというのを検討だけしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

D委員：分かりました。大事なご意見ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。このところは非常に重要な相談対応で、括弧つきで強度行動障がいの狭い定義に当てはまるかどうか、内訳で見ると私たちの理解が助けられるかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

A委員：今の認定の話とか、どう捉えるかの話のところで、発達障がいとは障がいではない、神経発達症と捉えて呼んでいこうというような話もあるのですが、その辺、何か先生のほうからご指導いただけるものがあれば教えていただければ。

会長：それは多分、F委員も同じ問題というか。厚労省のほうで言うとICD-10という診断基準で今ずっといっているんですが、今回いろいろ選挙とかあったので延びるかもしれないけども、どうなるんですかね。次年度ぐらいにICD-11に移行する際に、今おっしゃった神経発達症という言葉が使われるようになるので、そこに対応していくことが課題ではあると思います。

F委員、いかがでしょうか。

F委員：DSM-5は神経発達症となっていますが、診療報酬とか保険診療名ではWHOの基準である、ICD-10が現在使用されています。ICD-11ではDSM-5と同じく神経発達症という名を使っていますが、ICD-11は26年、27年ぐらいに多分導入されるだろうということで国際的にはもう決まっているんですけど、その翻訳作業がすごく長引いているみたいで、27年ぐらいに導入されるだろうと言いながら、なかなかいつ頃入るか分からないんですけど、多分、呼び方は神経発達症に変わっていくとは思いますが。親御さんの受入れが、そちらのほうがいいような感じが……。

A委員：正直なところ、うちの子は重度の自閉症ですから、その辺から我が家は事が始まっているんだけど、今や本当に発達障がいと大きなくくりで、スペクトラムで見ていくと、本当にこの中にもひょっとしたらいらっしゃるかもしれないというような世界になってきています。支援とは何かとか、世間の理解が何かとか、全く本当に求めていくものがみんな違うわけですね。だから、ちょっと意地悪な質問をしたけども、あの辺でやっていただいていると、今こんな手当してくれるのかと、遡ってうちの子をそこに置いてみたかったなと思ったりするんだけど、それがなかった時代でした。さらに放デイなどを見ると、B委員とか我々の時代はそんなものがないから、親は一体どうしていたんだろうねと言ったりして。でも放デイ終わった後、親はどうするんだろうと思ったりとか。

そうやってどんどん変わっていく中で、認定も、その基準がどうなっていくか。発達障がいって言わないほうが本当にいいだろうと思っています。どこで話をするときも、私なんかは「いや、障害じゃなくて個性と捉えてください」って話をしているので、何かすごく方向はいいと思うんですけども。でもやっぱり、世間がどう、世の中どう進んでいくかという中で、その変化にきっちりどう順応していくかというのが大切なと思っています。だから、この会も名前が変わるかもしれないですね。

会長：本当にそうですね。神経発達症は、もうほとんどマニュアルも出来上がっているんですけど、多分どちらかというと、実装するための調整に非常に時間が必要になっているのではないかと。パンフレットなど全部書き換えないといけなくなったり、いろんなことが生じますよね。おそらく、そちらの段階ではないかと思います。診断基準自体はもう確定しているので、そこはあれだと思います。

むしろメリットとすると、その他というところがそれこそもう少し整理されやすくなるかもしれないです。細かい区分けのどれになりますかというところで診断を保留されることがみんな多いですけども、神経発達症という大きなくくりがあることで、そこで診断がつくでしょうみたいな話はしやすくなると思うし、より個別の支援、ニーズという話のほうに進みやすくなるのではないかと考えています。

続けて言うと、神経発達症ということになって、発達協調運動障がいとかこういう方の相談も増えるのかなと。

ご発言されてない方で、どなたかございますか。強要するわけではないですけど、よろしいですか。

C委員：今、報告1だけの意見ですね。

会長：今は1のところです。

では、報告1でないようでしたら、今度は報告2のほうに進めさせていただきます。報

告2に関していかがでしょうか。どうぞ、よろしくお願いします。

C委員：内容もご説明いただいたし、十分な専門の方がおられるので十分な対応をしておられると思いますけれども、情報提供といいますか、うちの法人でいろんな取組をやっている中で、去年、8月ぐらいに報道された部分があります。さっきアイドルが好きみたいな人がいるよみたいなことの延長ですけど、アニメが好きかもしれないということで、うちでオリジナルのキャラクターを作って、人としゃべるのは言葉が出ないんだけど、iPadのアプリでキャラクターを取り込んで、隣の部屋で職員がしゃべっていて、本人が見る。声は職員だけどキャラクターが口パクをするので、そしたらしゃべれるようになったというケースがあります。40歳の、40年間家族以外全くしゃべったことが1回もない女性が、これを段階的にやっていって、今、普通に話せるようになったというケースが報道されました。

あとは障害者用のeスポーツが登場しています。普通のものではなかなか難しくて理解できない人でも対応しやすいようなeスポーツなども。そんなもの要るかという人もいるかもしれませんが、eスポーツも大分社会化してきていると思います。これで本当に初めて夢中になれるものができて、音を塞ぐヘッドホンを外した人が出てきたり、部屋いっぱい映像を映す機械を導入していて、映像で落ち着くようなことができたり。その報道をきっかけに、I

大学が結構研究に入っていて、eスポーツも論文が出されたし、部屋中に映像を映すというのも研究に入って論文を出されています。福岡市の障がい者スポーツセンターを新たに建て替えようかという方向性の中でもeスポーツを入れようかと決まっています。言いたいのは、ICT活用はいろいろできるんじゃないかということです。

私たちは音楽療法もかなり力を入れてやっていますが、音楽療法は本当に全国的に間違いが起きています。「みんなで歌うのが音楽療法だ」みたいなことは全くなくて、それはただのコーラスでしかないんですけど、マンツーマンでしっかりやっていくとかなり変化が出るのが分かってきました。

いろんな文化芸術活動、厚労省も障害者文化芸術推進法をつくっているし、ICT関係も障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法であるとか、デジタル田園都市国家構想ということでやっていくぞというのができていたりとか、そういうものを活用していくんだという意味では、こういった現場にももう少し下ろしていく必要が

あるのではないかと考えています。

I C T活用であるとか、文化芸術というようなものも、ここでやったらいいというわけじゃないんです。つなげられるようなきっかけとして、情報提供は少なくともされていったらいいのではないかと考えています。ぜひ一度見学に来ていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

会長：いかがでしょうか。

C委員：最後に少し。僕は音の問題にもものすごく関心を持っています。誰もしゃべってなくても、これだけ人がいると実は音がかなりして、人がいるだけでも、動くだけでも音がしている、響いているという。僕らは何も感じないけど、過敏な人にとってはそれだけでも感じているというのがあります。

B型事業所で、パソコンをする事業所の集まりでセルフセンターがあります。そこにI大学が関わっています。空港とかにも、過敏な人がちょっと落ち着くためのボックスがありますよね。ボックスまで作ってしまうと消防法の関係とかがあるので、そこまでないんですが、パネルで防音のものを作っています。そのパネルの前に来ると、びっくりするぐらい音がなくなるんですよ、密室でも何でもありませんが。そういうのをI大学も研究しています。それは仕事に集中するためということです。I大学も何%かは発達障がいの方がおられるからそういった取組を始めたらしいんですけど、障がい福祉サービスと連携し始めて、これは新聞にも何回か載っています。僕はそこを今度、重度適応障がいの強行の方にいいのではないかとということで、I大学と今、連携を始めたところです。

音を考えていくことは非常に重要なことかと思っています。これも情報提供です。

D委員：ありがとうございます。

会長：ほかにありますか。

I大学で非常にいろんな取組をしています。学生支援もI大学はかなり早い時期からスタートしていて、その中でやっぱり、今、繰り返しお話しされた環境調整ですよ。合理的配慮と環境調整が持つ力は、本当にライフステージどの段階でも一番重要な、支援す

る側が提供できるサービスだと思います。とても好事例というか、お話しいただいてありがとうございます。I 大学だけではなくて、J 大学ですとか、ほかの大学でも、このような環境調整、特に大学ではそういう感覚過敏、感覚特性に対するいろんな新しい取組や研究も進んでいますので、ぜひ。

ただ、ゆうゆうセンターは本当にいち早く、こういう環境がありますよと環境調整に関してはいろいろなモデルを提示してきていますので、これがまたさらにいろいろな支援機関につなげていくところがあるといいかなと思いました。いい例を挙げていただいてありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。報告 2 から離れてもいいですけども、何かありましたらお願いいたします。

やはりライフステージを通じてということで、揺り籠から墓場までというところあれですけど、その中で、常に一貫してあるのは自己決定支援ですね。自己決定ができるようになるために、本人、家族を支援するいろんな工夫をこのご報告の中で聞かせていただきました。先ほど言ったような、その方の自己決定を支援するにも、その方の好きなこととか望んでいること、になりたい自分というのをその発達レベルに応じて、どう本人からの表出として引き出すかというところがあると思いますので、今まで提示されなかった選択肢がいろいろ出てきて、e スポーツとかそういったところが提示されると、本当に自分はこれがしたいんだみたいな、そういう自己決定につながる環境調整というか選択肢をたくさんつくっていくということを、ここの丁寧な訓練経過を見ても非常に感じさせられたところでした。

皆様いかがでしょうか。

あとは、安心・安全ということも非常に重要なキーワードで何度も出てきたんですけども、安心・安全というと、もちろん特性に対する支援という重要なところもありますが、やはり福祉的な視点からも重要ですが、その辺りはいかがでしょうか。

G 委員、いかがでしょうか。安心・安全を提供する、家族や子どもの支援について、そういうところで何か。

G 委員：少しご質問の内容から離れるかもしれませんが、当所へは、発達障がいを抱えた子どもへの適切な対応がわからないため保護者が間違った対応をしてしまい、そこから親子関係が収拾つかなくなり、子どもが二次障がいの状態が悪化してから相談に繋が

るケースが多いです。親子間のトラブルで子どもが暴れて保護者が110番をせざるを得ない状況になり、警察が介入し、当所の一時保護所に子どもが一時保護となるケースでは、生活環境が大きく変わるため、より一層暴れる状態が続いてしまうことになります。かなり親子関係が悪化した状況になってから当所に繋がっても、なかなかそこから子どもと保護者の関係を立て直すことが難しいので、やはり早期から適切な支援につながるのが一番大事だと考えています。

自立支援の支援状況の報告のところで、かなり家族も巻き込んで丁寧に支援していただいてるところが見えてきました。訓練が2年を想定されているということですが、当所の相談も、なかなか通所までに至らないとか、通所となっても保護者や子どものモチベーションが上がらないとかで、せっかく関わっているのに途中で相談が途絶えてしまうこともよくあります。この自立支援の経過の中で、ドロップアウトしてしまう方がいらっしゃるのかとか、その辺りの理由などを少しお聞かせいただきたいです。

H生活支援員：ありがとうございます。

今現在、契約をされた方につきましては、ドロップアウトをされた方は今のところいらっしゃいません。ご説明の中にもあったように、一度やっぱり行き渋りがあったり、1回休みたいという事はあるんですが、その場合、何が原因だったのかとか、変化として何があったのかとかということをご家族としっかり話し合いながら、いわゆるエラーが出たので次こうしてみようというところで、またトライしていくのをずっと繰り返し繰り返しやっていて、いつの間にか、皆さん、自ら行きたいです、日数増やしたいです、時間も増やしたいですとおっしゃってくれる形になっているのが現状ではあります。

G委員：ありがとうございます。

D委員：少し補足させていただきます。

契約された方でドロップアウトはないですけれども、契約前とか体験に至るまでに、すごく時間をかけてご説明したり、ご本人の納得というか、ご本人がやってみようかなと思うまでに導くことにすごく時間がかかる方は一定数いらっしゃいます。ご相談に2か月置きぐらいに来ていただくんですけれども、私たちとしては、何か日中活動とか定期的な活動に進めそうだなと思って後押ししたいんだけど、ご本人が、過去のご不安から二

の足を踏んでしまうとかですね。

あと、同様にご家族もほかの機関につながることにすごく抵抗感があって、それをゆっくりにほぐしながらご提案したりだとか、まずは4階から3階に行ってみませんかみたいなところにつながぐことは少しさせていただいていると思っております。

すみません、補足でした。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。

こういう引きこもり状況からの導入ということで、訓練開始のところでやっぱり所属なしになる状況で、家族にも情報が届かないことが指摘されていますので、ゆうゆうセンターをはじめとしたいろんな多機関で、所属なしの方をうまく把握して支援できることはとても大事なのかなと思いました。

課題のところにも関係機関との連携と共同支援と書かれていますので、そういったところは今後の仕組みづくりの中にも生かされていって、最初にA委員から指摘されたように、そのためにはこういう会議体の中で関与する機関がもう少し多様というか追加されてもいいのではないかとということもありましたので、検討していければいいかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

会長：少し時間を余しておりますけれども、皆様それぞれお忙しい中で今日はお集まりいただいておりますので、議事を終了いたしますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長：では、進行を事務局にお願いいたします。

閉会

事務局：会長、ありがとうございました。

本日は皆様お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。今回いただ

いたご意見等は、今後の発達障がい者支援センターの運営の参考にさせていただきたい
と思います。

これをもちまして、令和7年度福岡市発達障がい者支援地域協議会を閉会いたします。
皆様どうもありがとうございました。

— 了 —